平成２１年（フ）第１７７５号
福岡市南区大楠３丁目３番４―203号
債務者　山口　牧子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７８３号
福岡県大野城市中央２丁目３番33―307号
レジデンス宮原307号
債務者　中島麻里子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８２９号
福岡市南区警弥郷１丁目13番２号
債務者　古賀　瑠美
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８３３号
福岡県糟屋郡粕屋町花ヶ浦２丁目７番１号
コーポ仲原105号
債務者　高田　光二
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８４１号
福岡県大野城市南ケ丘１丁目１番10号　フジコーポ大谷203号
債務者　田平　　誠
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８９４号
福岡市早良区田村４丁目２番13―303号
債務者　廣田　隆史
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９０４号
福岡市中央区荒戸３丁目６番５号
債務者　安田　茂則
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９２３号
福岡県糸島郡二丈町大字深江2125番地の８
債務者　柴田ミドリ
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第９３号
鹿児島県出水市美原町734番地
債務者　川頭　親男
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１０１１号
仙台市若林区新寺３丁目12番32号　佐賀アパート201
債務者　佐賀　隆薫
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１０２９号
仙台市宮城野区新田１丁目20番61号　エストブランシエ105
債務者　今野　元信
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１０３７号
仙台市青葉区川平３丁目33番６―404号
債務者　佐藤　祐二
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１０３９号
宮城県岩沼市北長谷字畑向山27番地の５
債務者　遠藤眞智子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１０４６号
宮城県塩竈市本町６番21―202号、住民票上の住所宮城県黒川郡大郷町大松沢字畑屋敷24番地の１
債務者　角田美由紀
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１０４８号
宮城県黒川郡大和町吉岡字西原13―９、住民票上の住所宮城県黒川郡大和町吉岡字西原13番地の134　共和鋼業株式会社内
債務者　武田　賢一
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１０６３号
仙台市宮城野区幸町１丁目４番16号
債務者　高瀬めぐみ
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１０６５号
宮城県多賀城市栄１丁目４番27号　及川荘
債務者　郷右近みゆき（旧姓今野）
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係